

第 5 期（次期）熊本県地域福祉支援計画の策定等について

1 次期計画策定について

現行計画の計画期間が R 8 年度までとなっており、R 9 年度からの新たな計画を策定する必要がある。

（１）計画策定の進め方

- ・ 計画策定について、地域福祉推進委員会で協議するが、他の計画等との調整を図るため、計画策定庁内連絡会議を設置し、次期県計画等の策定状況も参考としながら、庁内関係課からの意見を反映させていく。
- ・ 県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすこととする予定。各分野の具体的施策については、それぞれ個別の計画において整理し、推進することを基本とする。

（２）次期計画のポイント

別紙「第 5 期計画に向けた改定方針」を参照

（３）今後のスケジュール

別紙「策定スケジュール（案）」を参照

（４）庁内各課との連携

- ・ 国が示すガイドラインにおいて、以下のとおり記載されている。
 - ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項（現行）
- ・ 令和 9 年 4 月に施行予定の改正社会福祉法において、以下の文言が追加される。
 - ⑥ 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

【参考 1】国の動きについて

（１）社会福祉法の改正

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、以下のとおり社会福祉法の一部が改正される（令和 9 年（2027 年） 4 月 1 日施行予定）。

【改正社会福祉法の概要】（厚生労働省資料より抜粋）

1 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- ①小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業（※）を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ②中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2 福祉人材の安定的な確保及び定着支援

- ①関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ②令和 13 年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後 5 年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3 支援基盤の強化等

- ①社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

②災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

（２）厚生労働省による地域福祉計画策定ガイドラインの改定

令和３年（2021年）３月31日付けで、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等に関する通知（「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知））が発出された。

○都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

○他の個別計画との関係

○都道府県地域福祉支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」である。

○そのため、介護保険事業支援計画や障害福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画等の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

○関連計画との調和を図る方法としては、それらの計画と検討や見直しの時期を揃えることや、一体的な計画として策定することなどが考えられる。

○既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合は、重なる部分について、その計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができる。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【参考２】関連すると考えられる計画等

- ・熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画【R6～R8】（高齢者支援課）
- ・熊本県障がい者計画【R3～R8】（障がい者支援課）
- ・こどもまんなか熊本・実現計画【R7～R11】（子ども未来課）
- ・熊本県保健医療計画【R6～R11】（健康福祉政策課・医療政策課）
- ・熊本県やさしいまちづくり推進指針【R5～】（地域支え合い支援室）

- ・ 熊本県高齢者居住安定確保計画【R3～R8】（高齢者支援課、住宅課）
- ・ 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画【R6～R10】（子ども家庭福祉課）
- ・ 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画【R6～R11】（子ども家庭福祉課）
- ・ 熊本県自殺対策推進計画【R5～R9】（障がい者支援課）
- ・ 熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【R4～R13】（住宅課）
- ・ 熊本県再犯防止推進計画【R6～R10】（くらしの安全推進課）

地域福祉支援計画と各計画との関係のイメージ

